（用地企画課の所掌事務の特例）

第十四条　用地企画課は、第百三十二条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（補償コンサルタントに関するものに限る。）をつかさどる。

附則第九条中「附則第四条」を「附則第四条第一項」に改め、同条に次の一項を加え、同条を附則第十条とする。

2　計画・建設産業課は、第八十一条各号及び前項に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（用地部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条中「附則第四条」を「附則第四条第一項」に改め、同条を附則第七条とする。

附則第五条を附則第六条とし、同条の前に次の一条を加える。

（用地部の所掌事務の特例）

第五条　用地部は、第十二条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（補償コンサルタントに関するものに限る。）をつかさどる。

附則第五条を附則第七条とし、附則第四条を附則第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（事業振興部の所掌事務の特例）

第四条　事業振興部は、第二条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（開発監理部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（開発監理部用地課の所掌事務の特例）

第五条　開発監理部用地課は、第十四条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（補償コンサルタントに関するものに限る。）をつかさどる。

附則に次の一条を加える。

（事業振興部建設産業課の所掌事務の特例）

第八条　事業振興部建設産業課は、第三十九条各号に掲げる事務のほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法がその効力を有する間、同法の施行に関する事務（開発監理部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第十一号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百四十条において読み替えて準用する災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十一条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月一日

防衛大臣　小野寺五典

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二十九中「第八十六条の二十五から第八十六条の二十八まで」を「第八十六条の二十六から第八十六条の二十九まで」に改め、同条の表第八十六条の十八第一項の項中「第八十六条の二十九」を「第八十六条の三十」に改め、同表第八十六条の二十五の項中「第八十六条の二十五」を「第八十六条の二十六」に改め、同表第八十六条の二十六の項中「第八十六条の二十六」を「第八十六条の二十七」に改め、同表第八十六条の二十七第一項及び第二項の項中「第八十六条の二十七第一項」を「第八十六条の二十八第一項」に改め、同表第八十六条の二十八第一項の項中「第八十六条の二十八第二項」を「第八十六条の二十九第二項」に改め、同条を第八十六条の三十とする。

第八十六条の二十八を第八十六条の二十九とし、第八十六条の二十四から第八十六条の二十七までを一条ずつ繰り下げ、第八十六条の二十三の次に次の一条を加える。

（各障害等級に該当する身体障害）

第八十六条の二十四　令第百四十条において読み替えて準用する災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第十一条第二項に規定する防衛省令で定める各障害等級に該当する身体障害は、当分の間、障害扶助金の例による。

別表第二十二中「（第八十六条の二十四関係）」を「（第八十六条の二十五関係）」に改める。

別表第二十三中「（第八十六条の二十五関係）」を「（第八十六条の二十六関係）」に改める。

附　則

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

規　則

○会計検査院規則第五号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十月一日

会計検査院長　河戸　光彦

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第五課の事務分掌事項欄中「、独立行政法人海上災害防止センター」を削る。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　旧独立行政法人海上災害防止センターの検査の事務分掌については、なお従前の例による。

告　示

○総務省告示第三百八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第二項の規定に基づき、同条第一項第一号に掲げる者のうち、元売業者として指定した次の元売業者の指定を取り消したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月一日

名　称　　主たる事務所又は事業所の所在地　　取消しの年月日

富士石油株式会社　　東京都品川区東品川二丁目五番八号　　平成二十五年十月一日

○総務省告示第三百八十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の七第一項の規定に基づき、同項第一号に掲げる者のうち、次のものを元売業者として指定したので、地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第八条の三十二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十五年十月一日

名　称　　主たる事務所又は事務所の所在地　　指定の年月日

富士石油株式会社　　東京都品川区東品川二丁目五番八号　　平成二十五年十月一日